

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会27-①)

施策名		原子力規制行政に対する信頼の確保						担当部局名	長官官房	作成責任者名 (※記入は任意)		
施策の概要		原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の不断の見直し・改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。						政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること			
達成すべき目標		原子力規制行政に対する信頼の確保						目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議	政策評価実施予定時期	平成28年8月	
測定指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1	透明性の確保 (会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合)	-	100% 平成27年度	/	/	/	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、会議の公開割合を100%とすることを目標とする。(議事運営要領により非公開とされるものを除く)	
2	ホームページの利用のしやすさ	-	日本工業規格JIS X 8341-3 ウェブアクセシビリティに定められている等級Aの達成 平成27年度	/	/	/	/	A	A	A	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用モデル(2010年度改定版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標である「JIS X 8341-3:2010」の等級Aを達成することを目標とする。	
測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
3	独立性の確保、コミュニケーションの充実	独立した立場で科学的・技術的見地から意思決定を行う。一方で独善的な判断に陥らないよう国内外の多様な意見に耳を傾け、独立して意思決定を行う。	平成27年度	原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものである。一方で規制機関が孤立し、独善的な判断に陥ることにはならない。このため、原子力規制委員会の活動原則にもあるとおり、何ものにもとらわれず、科学的、技術的な見地から、独立して意思決定を行い、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める必要がある。								
4	中立性の確保	中立性を確保するために定めた内規を厳格に運用する。	平成27年度	原子力規制の信頼を確保するためには、意思決定に関与する者の中立性を確保することが不可欠である。そのため、中立性を確保するために定めた「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範(平成24年9月19日原子力規制委員会決定)」、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について(平成24年10月10日原子力規制委員会決定)」及び「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について(平成26年2月5日原子力規制委員会決定)」の内規等を厳格に運用する必要がある。								
5	マネジメントシステムの本格的な運用と改善	マネジメントシステムを本格的に運用して定着させる。また、年度末には安全文化の醸成や規制の改善につながるものとなっているかという観点で評価・改善を行う。	平成27年度	規制制度及び規制基準並びにそれらに基づき実施する規制業務の品質を自主的にかつ継続的に改善していくため、本格運用を開始したマネジメントシステムを早急に組織全体に定着させる必要がある。								

6	総合規制評価サービス (IRRS)の受入れと指摘への対応	IRRSミッションの受入れに向けて、自己評価書及びアクションプランの作成等の事前準備を万全に行う。IRRSミッションチームの質問・要望に応じて、資料等も準備する。また、IRRSミッション終了後には、IRRSにおける指摘を踏まえ、対応案を検討する。	平成27年度	我が国の原子力安全規制制度をさらに拡充するため、IRRSレビューを受けることを通じて、IAEA安全基準と我が国の原子力安全規制制度との整合性を確認し、課題を抽出し、これら課題に対する改善措置を図る必要がある。
7	組織体制の強化	原子力規制委員会の組織体制の不断の見直しを行う。	平成27年度	実効的で効率的な組織となるよう、資源配分を不断に見直す必要がある。
8	国際社会との連携 (国際会議等への積極的な参加等)	原子力規制委員長及び委員による国際会議や二国間の情報交換会合等への積極的な参加等を進める。	平成27年度	国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につながるよう、国際機関における常設委員会を含む各種会議に積極的に参加し、諸外国原子力規制機関とハイレベルでの情報交換会合等を開催する等、国際社会との連携を進める必要がある。

達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
		24年度	25年度	26年度	27年度				
(1)	原子力の安全規制	85 (62)	125 (54)	134 (63)	150	-	本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用原子炉、核燃料物質等の使用について、審査や検査等を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施するものである。具体的には、原子炉設置の際の設置許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査や、使用前検査、施設定期検査、保安検査、核物質防護遵守状況検査等の検査を実施している。また、これらの安全規制の高度化等のために、試験研究用原子炉施設等の国内外における事故・トラブル情報の収集・分析、核物質防護遵守状況調査の高度化に資する調査、核燃料物質の使用等の規制に関する国際動向等調査等を実施し、原子力施設の安全性向上や安全規制の高度化を図る。	001	
(2)	原子力規制情報広聴・広報事業委託費	352 (24)	352 (272)	362 (203.6)	457	2	広く情報提供を行うためのホームページ運用、個別の意見や質問に対し電話で回答を行う体制を整備する。また、緊急時、原子力施設の状況等をメールアドレス登録者の携帯電話に直接配信する緊急時情報配信システムを再構築する。さらに、広聴・広報の効率化、充実化を図るため、これまで実施してきた原子力規制に係る広聴・広報活動についてその効果を総合的に分析・評価を行う事業を実施する。	002	
(3)	国際原子力発電安全協力推進事業	151 (151)	144 (126)	144 (141)	144	8	我が国の原子力規制の向上に資するべく、情報の収集・発信を直接的・間接的に促進する事業、及び、規制庁職員の知識・経験・能力の向上を図る事業として、①原子力導入新興国を対象とした研修の企画・運営、②国際原子力機関(IAEA)が拠出金で運用している国際情報共有ネットワークに対し我が国として共有すべき情報・知見の整備、③各国における最新の規制動向に関し専門的かつ詳細な調査・分析を実施する。	003	
(4)	国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金	287 (287)	240 (240)	347 (347)	379	6.8	原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関(IAEA)の特徴を生かし、任意拠出金に基づきIAEAの事業活動に参画する。具体的には、IAEAが取り組んでいる、原子力安全基準・規制の策定・見直し等に関する事業、緊急対策・核物質防護に関する事業、原子力規制の向上に向けた国際協力に関する事業に参画するとともに、我が国の原子力規制の向上につながる検討(IRRSの受入れを含む)に資する情報の収集を行う。	004	
(5)	経済協力開発機構原子力機関拠出金	45 (44)	45 (42)	53 (53)	60	8	原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の活動を支える義務的拠出金の事業活動に参画する。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。	005	
(6)	原子力発電安全基盤調査拠出金	42 (42)	40 (40)	48 (48)	53	8	原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の特徴を活かし、任意拠出金に基づきOECD/NEAの事業活動に参画する。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる、原子力事故の防止・緩和等に関する事業(福島第一原子力発電所事故を踏まえたOECD/NEA加盟国の規制取組状況の取り纏め及び共有等)に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。	006	
(7)	国連大学拠出金	-	70 (70)	70 (70)	70	-	被災地域で起こっている問題は、原子力発電所事故の結果だけではなく、避難や移住、心理的影響、生活再建手段など多岐にわたる。これらについて、国内外の有識者や住民へのインタビュー又はヒアリングを行う。多岐にわたる問題について、より深く聞きとりする必要があることから、多様な専門家を有する国際機関である国連大学に拠出を行い、調査を実施する。当該機関は日本に立地しており、調査内容の調整やヒアリングなどをより効果的、効率的に行うことが可能である。	007	
施策の予算額・執行額		… (…)	… (…)	…	…	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会27-②)

施策名		原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施				担当部署名		長官官房	原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要		原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。				政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
達成すべき目標		原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施				目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議		政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	-	-	0件	平成27年度	/	/	/	0件	0件	0件	0件	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。同法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)
2	原子力災害対策特別措置法第15条による報告件数	-	-	0件	平成27年度	/	/	/	0件	0件	0件	0件	
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	-	-	0件	平成27年度	/	/	/	0研	0研	0研	0研	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
4	規制制度や運用の継続的改善	平成27年9月までに、現行の規制制度の見直しの方向性をまとめる。 このほか、IRRSIにおける指摘を踏まえた対応案や、保安検査のあり方についても検討を実施する。		平成27年度	原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善のために必要な検討を進める必要があるため、IRRSの受入れに向けた事前準備の過程において、現行の規制制度の見直しの方向性をまとめる。さらに、保安検査のあり方については、原子力規制事務所の体制等も含めて継続して検討を実施するとともに、随時、改善を図る必要がある。								
5	安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組の促進	平成26年度から引き続き実施している各電力事業者との意見交換を継続し、平成27年度内にすべての事業者との意見交換を行う。		平成27年度	原子力施設等の安全性を継続的に向上するためには、各種規制のみならず、安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図ることが重要であるため、各事業者との意見交換を継続して実施する必要がある。								
6	緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し	緊急作業員の被ばくに関する規制のあり方について、平成27年度の早い時期に原子力規制委員会としての改正案をまとめ、放射線審議会に諮問する。		平成27年度	東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生した当時、緊急作業に従事する作業員の被ばく限度を100mSvから250mSvに一時的に変更したが、今後も、被ばく限度の変更を必要とするような事故が起こる可能性を完全には否定することはできない。そのため、そのような事故が起こった場合に適切な対応をする必要があることから、緊急作業時の被ばくに関する規制のあり方について検討を行う必要がある。								
7	放射線障害防止法に係る制度整備	放射線障害防止法の規制を受けている事業所における事故時の体制等について、規制のあり方を検討する。		平成27年度	放射線障害防止法の規制を受けている事業所における事故時の体制等について、国際的な議論やIRRSの指摘も踏まえて規制のあり方を検討する必要がある。								
8	原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	原子力・放射線施設の安全確保を最優先とし、科学的・合理的な判断に基づき、厳正かつ的確に審査・検査を行う。		平成27年度	新規基準に係る適合性審査を含め原子炉等規制法、及び放射線障害防止法の厳正かつ的確な施行が必要のため。								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 原子力の安全規制	85 (62)	125 (54)	134 (63)	150	8	本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用原子炉、核燃料物質等の使用について、審査や検査等を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施するものである。具体的には、原子炉設置の際の設置許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査や、使用前検査、施設定期検査、保安検査、核物質防護遵守状況検査等の検査を実施している。また、これらの安全規制の高度化等のために、試験研究用原子炉施設等の国内外における事故・トラブル情報の収集・分析、核物質防護遵守状況調査の高度化に資する調査、核燃料物質の使用等の規制に関する国際動向等調査等を実施し、原子力施設の安全性向上や安全規制の高度化を図る。	001
(2) 放射線障害防止対策	101 (72)	1,032 (833)	392 (304)	214	7.8	放射線障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射線障害防止法に基づく安全規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の使用等の許認可等をするにあたり、透明性の高い審査、計画的かつ効果的な事業者等への立入検査、適切な特定放射性同位元素の受入れ等の報告の確認を実施することにより、放射性同位元素等の使用による放射線障害を防止する。	008
(3) 原子力発電施設等従事者 追跡健康調査等委託費	211 (204)	201 (158)	206 (191)	206	-	公益財団法人放射線影響協会が運営する「放射線従事者中央登録センター」に登録されている約20万人の調査対象者のうち、毎年5万人程度の住民票を入手し、彼らの生死情報とこれまでの被ばく線量に関する情報を得る。死亡が確認された調査対象者については、厚生労働省の人口動態調査死亡票と突き合わせて死因を把握し、死因と被ばく線量との間に有意な相関性があるかを調査する。また、得られた調査結果を学会等で活用してもらうため、当該調査分野の有識者による成果報告会を開催し、成果の広報に努める。	009
(4) 発電炉運転管理分野(検査・ 運転管理)の規制高度化研究事業	357 (357)	235 (59)	138 (31)	55	4	本事業においては、法令改正による検査制度の運用改善、検査制度への品質保証の取り入れ拡大等の保安に係る検査の有効性向上の検討、検査制度の運用を効率化させるシステムの整備を行う。また、保安活動総合評価等の運用改善のための調査分析及び評価手法の拡充等を行う。さらに、発電用原子炉施設の施設定期検査に用いられる非破壊検査手法の欠陥検出・寸法測定性能を検証し、民間規格の技術評価及び事業者が実施する非破壊検査結果の妥当性を判断するために必要な知見を蓄積する。	010
施策の予算額・執行額	… (…)	… (…)	…	…	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会27-③)

施策名	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等		担当部局名	長官官房 原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意)	
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。		政策体系上の 位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること		
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	目標設定の 考え方・根拠	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附 帯決議及び参議院附帯決議		政策評価実施予定時期	平成28年8月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1	東京電力福島第一原子力 発電所の廃炉に向けた取 組の監視	中期的リスクの低減目 標マップ(平成27年2月 版)に示された1つ1つの 事項を東京電力が着実 に達成できるよう規制 当局として技術的観点 から東京電力を指導・ 監視する。 また、実施計画の審査 及び検査を原子炉等規 制法に基づき厳正かつ 適切に実施する。	平成27年度	中期的リスクの低減目標マップ(平成27年2月版)は、安全上の観点から優先的に解決すべき課題を明確にするとともに、完了した措置と更なる取組を要する措置がわかるようにすることを目的として作成しており、東京電力が当該低減目標マップに示された1つ1つの事項を着実に達成できるよう規制当局として技術的観点から東京電力を積極的に指導し、監視する必要がある。 また、実施計画の変更認可申請に対する審査や、施設検査び保安検査を原子炉等規制法に基づき厳正かつ適切に行う必要がある。		
2	東京電力福島第一原子力 発電所事故の分析	平成26年10月に取りま とめた中間報告で取り 扱っていない技術的な 項目について、解析、 現地調査等を通じ継続 した事故の分析を実施 する。	平成27年度	東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進める必要がある。		
3	放射線モニタリングの実施	総合モニタリング計画 に基づき、関係府省、 地方公共団体等と連携 して、陸域・海域お放射 線モニタリング及び測 定結果の分析・評価を 着実に実施し、国内外 にわかりやすく情報提 供する。	平成27年度	東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を把握するため、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供が必要がある。		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 海水腐食評価事業	—	100 (165)	80 (80)	—	—	本事業は、原子炉格納容器、使用済燃料プール及び冷却系配管に関する海水含有環境等での腐食挙動について、実際に晒されている環境を模擬した条件下で腐食試験等を実施し、以下の腐食評価に係る知見の整備を行う。また、その結果を基に設備・機器の健全性を評価する際の手法の妥当性について検証を行う。 ①炭素鋼の腐食データ ②ステンレス合金の腐食データ ③アルミニウム合金の塩化物イオンを含むアルカリ腐食データ	011
(2) バックエンド分野の規制研究事業	—	320 (78)	247 (157)	246	—	第二種埋設事業の審査基準等に関する調査では、余裕深度処分の事業許可申請に係る審査に用いる安全評価手法の整備及び研究施設等廃棄物処分における混合有害物質等に係る基準を整備する。 第一種埋設事業に関する調査では、事業許可申請に係る審査に必要な立地基準の整備を行うとともに、審査に向けた基本的考え方を整備する。 放射性廃棄物処分コード改良整備等事業では、事業許可申請に係る審査において、事業者による解析結果の妥当性評価を行うための解析コードを整備する。 廃止措置の終了確認に関する規制基準では、必要となる技術要件を整理し放射性廃棄物の低減化及び最小化に関する技術要件を整理する。 クリアランスは、種々の対象物に対する測定方法の妥当性確認及びクリアランス確認要領の技術的根拠を整備する。後続規制の廃棄物確認では、必要となる技術的根拠を整備する。	012
(3) 燃料デブリの臨界評価手法の整備事業	—	—	233 (224)	750	—	本事業では、廃炉に向けた燃料デブリの取出しに係る様々な局面において事業者が行う臨界管理について、臨界実験装置を用いた試験等により、規制機関として安全性を確認するために必要となる以下の技術的知見を整備する。 (1) 臨界リスク評価手法 (2) 環境影響評価手法	014
(4) 東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業	—	—	230 (119)	389	—	事故プラント廃棄物の発生量及び性状等に関する情報を整理し、処分後の長期的な影響及び現行規制への適合性について検討する。また、これまでに放射性廃棄物処分野の研究で得られた核種の収着特性、人工バリア材の溶解・腐食特性等に関する知見に基づき、事故プラント廃棄物の保管、処理及び処分に係る安全評価手法を整備するための技術的知見を取得するとともに、発電所敷地内の水理・地質構造及び建屋等の構造物を考慮した三次元地下水流動モデル及び核種移行モデルを整備し、これらを種々の地点から汚染水の漏洩が起きた場合の影響の検討及び汚染水の管理方法の妥当性の検討に活用する。さらに、破損燃料輸送に係る技術調査及び試験を行い、1Fにおける実施計画の審査に必要な評価基準及び安全評価手法の整備を行う。	015
(5) 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析・評価事業	—	—	35 (12)	30	2	本事業においては、国会・政府事故調において検討課題として抽出されている項目及び今後の現地調査等の実施により新たに発生し得る課題等に関し、詳細な分析・評価を行う。また、東京電力福島第一原子力発電所の現状を踏まえ、直ちに解析・調査が行えない課題について、事前に解析を行う上で必要となる調査を行う。	016
施策の予算額・執行額	… (…)	… (…)	…	…	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会27-④)

施策名	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築					担当部局名	長官官房 原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意)						
施策の概要	最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。					政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
達成すべき目標	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議	政策評価実施予定時期	平成28年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
1	安全研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数	—	—	6件	平成27年度							6件	6件	安全性の追求には終わりはなく、継続的な安全性の向上が重要であり、安全研究によって新たな知見を得るとともに規制基準等の継続的改善に努めていく必要があるため。 目標値については、平成26年度の実施目標値を基に各年度の目標値を設定した。
2	規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見を取りまとめた件数	—	—	25件	平成27年度							25件	25件	
3	安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数	—	—	5件	平成27年度							5件	5件	

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
4	国内外のトラブル情報の収集・分析	技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的を実施し、国内外のトラブル情報の収集・分析を行う。	平成27年度	国内外の事故・トラブル情報及び海外における規制動向に係る情報を我が国の原子力規制に反映させるため、技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的を実施し、国内外で発生した事故・トラブル情報及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を行う必要がある。
5	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析(再掲)	平成26年10月に取りまとめた中間報告で取り扱っていない技術的な項目について、解析、現地調査等を通じ継続した事故の分析を実施する。	平成27年度	東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進める必要がある。
6	人材の確保	民間等の実務経験者の確保を強力に推進するとともに、今後活躍が期待できる若手職員を採用する。	平成27年度	実効ある原子力規制を実施していくためには、原子力規制委員会の高度な専門技術的判断を支える専門性を有する人材の確保が必要であり、年間を通じて、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等に係る体制を強化するため、優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の確保を強力に推進するとともに、今後活躍が期待できる若手職員を採用するなど、原子力規制を担う職員を確保する必要がある。
7	研修体系等の整備	職員の力量を管理する具体的な仕組みを平成27年度上期に整備し、試行を開始するとともに順次見直しを行う。 また、平成27年度上期研修用プラントシミュレータを用いた研修カリキュラムの開発等に着手する。 さらに、平成27年度内に原子力規制委員会全体での知識管理を実施する。	平成27年度	原子力規制は、高度な専門技術的判断が求められる行政分野であり、継続的にその専門性を向上させていくことが不可欠であるため、平成26年6月に取りまとめた人材育成の基本方針に従い、職員の力量を管理するための制度や実践的な教育訓練を行うための研修カリキュラムの開発・整備、高度な規制行政知識の継承の仕組みの構築などが必要である。
8	国内外への留学、研究機関や海外の機関との人材交流	国内外への留学、研究機関や海外の機関との人材交流を経て専門性の向上を図る。	平成27年度	国内外への留学、国際機関や外国政府機関、国内外の研究機関との人材交流を通じて、国内外の高度専門的な知見や先進的事例を学ぶことにより、職員の原子力規制に関する能力等の向上を図る必要がある。
9	ノーリターンルールの運用方針明確化	原子力利用を推進する行政組織の範囲など、原子力規制委員会設置法附則第6条第2項の運用方針を明確化し、早期に公表する。	平成27年度	原子力規制委員会設置法附則第6条第2項に規定されているいわゆるノーリターンルールの運用方針については、原子力規制委員会が明確化することとされており、早期にその内容を検討し、公表する必要がある。

達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
		24年度	25年度	26年度				
(1)	国連大学拠出金	-	70 (70)	70 (70)	70	4	被災地域で起こっている問題は、原子力発電所事故の結果だけではなく、避難や移住、心理的影響、生活再建手段など多岐にわたる。これらについて、国内外の有識者や住民へのインタビュー又はヒアリングを行う。多岐にわたる問題について、より深く聞きとりが必要があることから、多様な専門家を有する国際機関である国連大学に拠出を行い、調査を実施する。当該機関は日本に立地しており、調査内容の調整やヒアリングなどをより効果的、効率的に行うことが可能である。	007
(2)	バックエンド分野の規制研究事業	-	320 (78)	247 (157)	246	1.2.3	第二種埋設事業の審査基準等に関する調査では、余裕深度処分の事業許可申請に係る審査に用いる安全評価手法の整備及び研究施設等廃棄物処分における混合有害物質等に係る基準を整備する。 第一種埋設事業に関する調査では、事業許可申請に係る審査に必要な立地基準の整備を行うとともに、審査に向けた基本的考え方を整備する。 放射性廃棄物処分コード改良整備等事業では、事業許可申請に係る審査において、事業者による解析結果の妥当性評価を行うための解析コードを整備する。 廃止措置の終了確認に関する規制基準では、必要となる技術要件を整理し放射性廃棄物の低減化及び最小化に関する技術要件を整理する。 クリアランスは、種々の対象物に対する測定方法の妥当性確認及びクリアランス確認要領の技術的根拠を整備する。後続規制の廃棄物確認では、必要となる技術的根拠を整備する。	012
(3)	使用済燃料等の貯蔵・輸送分野の規制高度化研究	-	140 (79)	76 (66)	114	1.2.3	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、貯蔵施設の安全審査及び設工認等に必要となる技術基準等の整備のため、キャスクの経年変化に関する規制の動向調査、最新の安全解析手法に係る動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。 さらに、輸送については運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討を行い規制の高度化に係る知見を取得する。 また、設計及び解析の妥当性確認のため、貯蔵建屋の除熱性能評価における輻射伝熱影響の反射方向の考慮等、最新の知見や技術に対応できるよう評価手法の整備及び検証解析を行う。	013
(4)	燃料デブリの臨界評価手法の整備事業	-	-	233 (224)	750	1.2.3	本事業では、廃炉に向けた燃料デブリの取出しに係る様々な局面において事業者が行う臨界管理について、臨界実験装置を用いた試験等により、規制機関として安全性を確認するために必要となる以下の技術的知見を整備する。 (1) 臨界リスク評価手法 (2) 環境影響評価手法	014
(5)	東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業	-	-	230 (119)	389	1.2.3	事故プラント廃棄物の発生量及び性状等に関する情報を整理し、処分後の長期的な影響及び現行規制への適合性について検討する。また、これまでに放射性廃棄物処分分野の研究で得られた核種の収着特性、人工バリア材の溶解・腐食特性等に関する知見に基づき、事故プラント廃棄物の保管、処理及び処分に係る安全評価手法を整備するための技術的知見を取得するとともに、発電所敷地内の水理・地質構造及び建屋等の構造物を考慮した三次元地下水流動モデル及び核種移行モデルを整備し、これらを種々の地点から汚染水の漏洩が起きた場合の影響の検討及び汚染水の管理方法の妥当性の検討に活用する。さらに、破損燃料輸送に係る技術調査及び試験を行い、1Fにおける実施計画の審査に必要な評価基準及び安全評価手法の整備を行う。	015
(6)	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析・評価事業	-	-	35 (12)	30	5	本事業においては、国会・政府事故調において検討課題として抽出されている項目及び今後の現地調査等の実施により新たに発生し得る課題等に関し、詳細な分析・評価を行う。また、東京電力福島第一原子力発電所の現状を踏まえ、直ちに解析・調査が行えない課題について、事前に解析を行う上で必要となる調査を行う。	016
(7)	原子力発電施設等安全調査研究委託費	221 (3)	1,692 (1,494)	1,087 (1,085)	-	1.2.3	原子力規制や原子力防災対策推進のために重要であると位置付けられた調査研究について、機動的に着手し技術的知見等を取得する。本事業においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓及び知見なども踏まえた、重大事故時の対策や東京電力福島第一原子力発電所事故、東北地方太平洋沖地震等に関する情報の収集・整理等の課題を選定し、試験、解析、調査等を行う。	017
(8)	原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費	120 (107)	120 (102)	192 (157)	192	7	・職員の専門性を向上させるための、原子力施設の主要機器の模型や模擬設備を用いた訓練等の研修を実施。 ・原子力施設の主要機器の構造、機能、特性等の理解や非破壊検査装置等の操作やデータ評価等に必要となるスキルの向上等、検査官等の専門能力の向上を見込んでいる。	018
(9)	原子力安全研修事業	100 (100)	150 (150)	151 (102)	158	7	原子炉の挙動及び事業者の対応に関する基礎的な教育のための研修カリキュラム開発、実践的な研修を行うための研修教材開発、研修手法の調査等をもとにした専門的人材の育成に資する研修カリキュラムの開発、シビアクシデント対応も含めた研修用プラントシミュレータを活用した研修カリキュラムの開発等を行い、これらを通じて、高い専門性や実行力を有する人材を育成し、原子力安全規制を行う組織としての能力の向上を図る。	019

(10)	軽水炉燃材料詳細健全性調査	906 (906)	2,446 (1,805)	800 (727)	860	1.2.3	本事業では、原子炉材料(原子炉圧力容器、炉内構造物等)の放射線による劣化現象について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が所有する材料試験炉(JMTR)を活用して、照射脆化や照射誘起型応力腐食割れに関する照射試験を行い、破壊に対する材料の抵抗値(破壊靱性値)や亀裂進展などに関するデータを取得する。	020
(11)	燃料等安全高度化対策事業	70 (70)	1,188 (1,057)	653 (576)	658	1.2.3	事故時の挙動や高燃焼度で顕著となる現象に関する知見やデータを得るため、改良型燃料に対する試験及び解析を実施するとともに、国の適合性審査の判断材料として燃料の事故時挙動や照射成長に係るデータを整備する。 また、東京電力福島第一原子力発電所の事故における教訓及び知見を踏まえた安全対策に貢献するために、設計基準事象を超えた状態における改良型燃料の挙動についての知見を取得する。	021
(12)	高経年化技術評価高度化事業	520 (520)	467 (447)	872 (792)	786	1.2.3	審査に必要な技術的判断根拠の整備・拡充のための研究として、長期間使用されたケーブル(経年ケーブル)について重大事故環境条件下における健全性評価法の検討及び経年ケーブルの劣化状況検出手法の性能評価を行うとともに、コンクリート構造物の強度低下に及ぼす複合劣化(中性化、塩害及び温度)、放射線(ガンマ線及び中性子線)及びアルカリ骨材反応の影響に係る評価手法の検討を行う。また、国内外の原子力発電所の経年劣化に関する運転経験や研究成果等の情報を調査する。	022
(13)	原子力施設の地質構造等調査・研究事業	—	0 (0)	532 (532)	1,206	1.2.3	現在の新規制基準に係る適合性審査では、主に断層の上部に堆積した地層の年代を特定し、断層の活動性を評価する手法(上載地層法)により断層の活動性を判定しているが、地域によってはそのような上載地層が存在せず、断層の活動時期の特定が困難な場合もある。 このため、本事業では上載地層法以外の方法による断層等の活動性判定手法の整備を目的として、国内外における断層等の活動性評価手法の調査・研究結果等を広く収集・整理し、評価手法の有効性確認のための調査・分析に関する方針を策定するとともに、断層等の活動性評価に必要な地質・地質構造に関するデータを取得し、断層等の評価手法に関する適用条件・課題等を整理する。	023
(14)	発電炉システム安全設計審査規制高度化研究事業	681 (681)	1,167 (796)	1468 (823)	716	1.2.3	原子力施設等の安全性・健全性を確認するための解析・評価及び事業者の許認可等の申請に対する適合性審査に必要な技術的判断根拠等を整備するための試験・研究を実施する。また、精度の高い解析(燃料・炉心解析、過渡・事故解析、被ばく評価等)を行うため、事故・トラブル等の原因を含む最新の知見を反映した解析コードを整備する。なお、平成27年度以降は、燃料に関する審査に必要な判断基準等を整備することを目的とした試験・研究を実施する。	024
(15)	原子力施設耐震・耐津波安全設計審査規制研究事業	2,000 (2,000)	2,252 (1,353)	2396 (1,746)	1,906	1.2.3	新規制基準の施行を踏まえ、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査(設置許可、工事計画認可、安全性向上評価の妥当性確認等)への新知見の反映及び耐震・耐津波関連基準類(審査ガイド等)の継続的な整備・反映に資するため、地震・津波等の外部事象の規模や頻度等の評価と、それらの外部事象の影響を受ける建屋・機器・周辺斜面等の応答や耐力の評価、及びこれらを総合的に評価する手法等の整備に係る研究事業を実施する。	025
(16)	核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業	143 (143)	144 (139)	160.2 (159)	277	1.2.3	再処理事業者が報告する再処理施設の安全性に及ぼす経年変化の評価及びその結果に基づいて策定した長期保全対策の妥当性を評価するために、科学的合理性を有する技術的知見を整備する必要がある。このため、研究用再処理施設とは構造、材質、運転条件等の異なる商用再処理施設について、デポジット腐食、応力腐食割れ及び水素ぜい化割れに関する試験を行い、判断根拠となる技術データ(経年変化メカニズム、加速因子、腐食進展傾向等)を取得する。	026

(17)	発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業	—	1,005 (366)	909.8 (527)	1,051	1.2.3	今後の安全規制の検討のために、SA対策の有効性評価に必要な国際協力試験データ、解析結果等を整備するとともに、海外規制情報等を調査する。また、既存炉の安全性向上評価支援を行うために国内外の施設を用いた実験的知見の整備を行うとともに、これらのデータを用いた解析評価技術の向上を図り解析的知見を整備する。さらに、これらの知見を踏まえて国産SA解析コードの開発及び評価技術の向上を図る。	027
(18)	地層処分安全審査に向けた評価手法等の整備	344 (318)	270 (224)	468 (410)	—	1.2.3	本事業では、地質環境特性並びに人工バリアの物理的及び化学的特性に応じた放射性核種の挙動に係る検討を行い、安全評価において設定されるシナリオ及び処分施設の設計の妥当性を評価するための考え方を整備する。また、処分候補地の安全評価及び処分施設の設計を行う上で必要な地質学的情報を得るための調査・評価手法及びそれらの不確実性等に関する技術的知見を整備する。	028
(19)	中間貯蔵設備長期健全性等試験委託費	27 (14)	48 (43)	66 (64)	—	1.2.3	コンクリートキャスク方式を用いる使用済燃料貯蔵施設に係る技術要件の抽出及び整理を実施するとともに、我が国における当該施設導入時の審査に当たって必要となるコンクリートキャスクの長期健全性(特にステンレス製のキャニスタの応力腐食割れの進展)に関するデータを取得するための試験を行う。	029
(20)	放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備	54 (54)	94 (66)	81 (56)	62	1.2.3	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。併せて、放射性廃棄物処分に係る確認の基準・要領等の策定に当たって考慮すべき論点について、諸外国等における最新の検討状況の調査及び整理を行う。	030
(21)	原子炉施設等の規制基準整備事業	23 (23)	51 (16)	26 (20)	23	1.2.3.4	規制当局が定める技術基準で要求している性能を国内の民間規格が満たしているか評価するとともに、国内外の法令・民間規格の動向を総合的に調査・分析した。また、IAEA安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、基準策定に係るIAEAの関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行った。さらに、IAEA安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。IAEAとの協定に基づき、IAEA安全基準の邦訳版の発行を行った。	031
(22)	技術基盤分野の規制高度化研究事業	278 (145)	264 (150)	191 (126)	99	1.2.3	原子炉施設に「リスク情報」を活用する安全規制分野や具体的な活用方策に関する検討を行うとともに、「リスク情報」を活用するための基盤となる確率論的リスク評価(PRA)について、手法・データの整備・高度化を行う。また、加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関して、原子力規制委員会として、リスク評価手法等の適切性確認を実施するために必要な技術的知見を整備する。	032
(23)	原子力防災分野の規制高度化研究事業	1,678 (1,678)	385 (207)	228 (147)	48	1.2.3.4	【原子力防災体制高度化事業】 ・原子力事業者が定める緊急時活動レベル(EAL)について、技術的な分析により評価する仕組みを構築する。 ・EAL等の概念を含む、防護措置運用支援ツール案及び緊急時対応技術マニュアル案を整備する。 【火災防護対策研究事業】 ・原子力施設の安全審査等に資するため、火災危険性を定量的に評価できる手法を整備する。 ・東北地方太平洋沖地震により発生した高圧電源盤アーク火災については、新たな形態の火災であるため延焼メカニズムを明らかにし、その対策について検討する。 ・安全規制の充実等のため、IAEA及び米国等の最新の規制動向等を調査する。	033
(24)	発電炉設計審査分野の規制研究事業	526 (526)	382 (230)	440 (208)	1,359	1.2.3	実用発電用原子炉の安全設計、重大事故等対策の妥当性確認を行う解析コード及び制御室等の居住性に係る有毒ガス評価コードを整備し、それらのコードを用いて解析を行い得られた知見を適合性審査等に活用する。最新知見に基づいた国産システムコードの開発を行い、審査に必要な技術的基盤の整備に役立てる。使用済み燃料貯蔵プール事故時の対策等の妥当性確認に必要な技術的知見を整備する。研究開発段階炉の解析手法及び解析コードの改良を実施し、技術的知見を獲得する。人間や組織といったソフト面の安全規制等に関する国内外の最新知見を調査、整理する。	034
(25)	原子力施設等安全解析事業	1,600 (1,600)	1,347 (314)	1316 (16)	704	1.2.3	原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉、研究開発段階炉、核燃料施設、使用済燃料貯蔵施設、核燃料輸送物、放射性廃棄物処分等に関連する施設や設備の安全性を確認するため、事業者が実施する評価や設計等の内容が、設置許可や工事計画認可段階等における審査の基準に照らして適切であるかを安全審査で判断する必要がある。このため、プラント固有の特性や既往の審査において検討事例の無い事項等について、審査の視点に基づき数値解析等の検討を行い、得られた知見を審査に活用できるよう整理する。	035
(26)	原子力規制高度化研究拠出金(NRC等)	—	17 (17)	20 (20)	36	1.2.3	米国原子力規制委員会NRCのシビアアクシデントコードの利用協定に参加し、シビアアクシデント対策の有効性を評価する解析の信頼性向上に資する。また、新型炉に係わる設計基準事象及び多重故障による重大事故等発生時の熱水力挙動、燃料挙動、核分裂生成物挙動等を取得する。	036

(27)	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業	661 (661)	589 (320)	593 (313)	387	1.4	本事業においては、国内外の機器・設備に起因する事故故障情報、規制・基準の動向情報、被ばく情報等の原子力安全情報を収集・整理するとともに、安全規制への反映の要否等について分析・評価を行い、原子力安全の向上につながる方策の提案等を行う。また運転経験の共有の観点から、国際機関や海外諸国に国内情報の発信を行うとともに、原子力規制庁関係者へ最新情報の定期的な提供等情報の発信を行う。	037
(28)	火山影響評価知見整備事業	—	—	157 (141)	257	1.2.3	本事業は、火山活動の長期評価に関する指標策定と火山モニタリングに関する評価指標策定のための知見を取得するものである。具体的には、火山活動を繰り返す火山の長期評価に関する指標策定のための知見整備として、主要な火山の活動履歴と大規模噴火した火山活動に関する詳細調査(高精度の年代測定、ボーリング調査、岩石学的検討等)を実施する。また、火山モニタリングに関する評価指標策定のための知見整備として、過去に大規模噴火した火山での観測(地球物理学的・地球化学的観測)情報を整理し、前記の詳細調査結果を基に、大規模噴火の準備段階となるマグマ溜りや地殻変動の関係を推定する数値シミュレーション手法について検討を実施する。	038
(29)	原子力規制高度化研究拠出金	—	—	197 (187)	303	1.2.3	設計基準事象、多重故障による重大事故等の発生時の熱水力挙動、燃料挙動、水素挙動等に係る知見を取得し、原子力規制委員会が実施する安全研究に役立てる。また、それらの知見を原子力規制庁が所有する解析コードの妥当性を確認するために活用する。	039
(30)	原子力施設火災防護事業拠出金	—	—	10 (9.7)	—	1.2.3.4	【OECD/NEA FIREプロジェクト】(FIRE=Fire Incidents Records Exchange) 国際的な原子力施設での火災事象データベースを構築し、火災の確率論的安全評価に資する定量的データを得て、火災シナリオに関する情報を整理するために拠出する。これらの情報を火災防護や事象の緩和策の検討に活用する。 【OECD/NEA PRISME2プロジェクト】(マルチルーム火災プロジェクト) 大型実験装置を用いた火災伝搬試験を実施し、そのデータを用いて解析コードの妥当性確認を実施するために拠出する。これらを我が国の原子力施設の火災影響評価手法の精度向上に活用する。	040
(31)	研修用プラントシミュレータ整備事業委託費	—	—	1,558	—	7	原子力の安全規制に携わる人材の専門能力向上、原子力規制委員会職員として事業者を指導・監督するために必要な発電炉に関する専門能力向上のため、高度な研修設備として研修用プラントシミュレータを整備し、実践的な研修が実施できる環境を確保する。 ※平成26年度補正予算額のうち、1393百万を平成27年度へ繰越。	041
(32)	原子力防災分野の規制調査研究事業	—	—	—	371	1.2.3	【住民防護対策事業】 ・原子力事業者が定める緊急時活動レベル(EAL)及び防護措置手順について、技術的な分析により評価する方法や観点を検討し、技術的知見及び評価手法を整備する。 ・緊急時対応組織の参考となる知見/技術データ、支援ツール等の整備を行う。 【火災防護対策事業】 ・原子力施設の適合性審査に資するため、火災の危険性を定量的に評価できる手法を整備する。また、東北地方太平洋沖地震により発生した高圧電源盤アーク火災の延焼メカニズムを明らかにし、その対策について検討する。	新27-0001
(33)	軽水炉の事故時熱流動調査委託費	—	—	—	945	1.2.3	事故時の熱流動挙動に係る知見について主に2つの熱流動実験を実施して、広い熱水力条件を包絡する実験データベースを構築する。原子炉熱流動実験においては、高圧の熱流動ループ及び燃料を模擬する試験体を整備し、燃料伝熱特性に係る実験的知見を取得する。格納容器実験では、大型の格納容器実験装置を整備して、格納容器内の熱流動、放射性物質の移行及び事故の拡大防止策の効果に係る実験的知見を取得する。	新27-0003
施策の予算額・執行額		… (…)	… (…)	…	…		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会27-⑥)

施策名	原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実				担当部局名	長官官房	作成責任者名 (※記入は任意)										
施策の概要	原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。				政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること											
達成すべき目標	原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実				目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 地域防災計画の充実に向けた今後の対応 (原子力防災会議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年8月									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
					21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度					
1	原子力災害対策指針に基づく原子力事業者による防災訓練の実施	-	-	39事業所 /39事業所	平成27年度									39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法の改正により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することとされた。防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため。
2	環境モニタリング結果の解析・公表	-	-	50回	平成27年度									12回 36回	50回 52回	50回	環境モニタリングの結果については定期的な解析と公表を行う必要があることから、原則、1週間に1度、解析結果についてホームページにおいて公表する。

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
3	原子力災害対策指針の継続的改善	現行の指針において課題とされている点等について検討を進めるとともに、その結果を早期に取りまとめて適切に指針に反映する。	平成27年度	原子力災害対策の継続的な改善を図るため、原子力災害事前対策等に関する検討チーム等を開催し、現行の原子力災害対策指針において課題とされている点等について最新の科学的知見や国際的動向等を踏まえて更なる検討を進めるとともに、その結果を早期に取りまとめて適切に指針に反映し、原子力災害対策の充実強化を図る必要がある。
4	緊急時モニタリング体制の整備	地方放射線モニタリング対策官事務所、モニタリング資機材、緊急時モニタリング情報共有・公表システムの整備等、体制の充実・強化を図る。	平成27年度	原子力災害対策指針では、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値に基づくこととしており、原子力規制委員会は、この方針に従い、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の充実強化を図る必要がある。
5	放射線モニタリングの実施 ※再掲	総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する。	平成27年度	全国の放射能水準について把握するため、放射線モニタリングを定期的に実施する必要がある。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を把握するため、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する必要がある。
6	緊急時対応能力の強化	燃料備蓄の確保、緊急参集要員の増員、危機管理宿舎の拡充、初動対応手順の更なる習熟等を図り、緊急時対応能力の向上に努める。	平成27年度	原子力規制委員会の緊急時対応能力をより一層強化するため、災害時に長期間停電する場合にも緊急時対応センターの機能が維持できるよう非常用自家発電機の燃料備蓄を確保するとともに、初動対応における緊急時体制の迅速な立ち上げに資する緊急参集要員の増員及び危機管理宿舎の拡充を図る必要がある。また、国及び地方13公共団体が実施する防災訓練等に積極的に参加し、初動対応手順の更なる習熟を図り、併せて、衛星電話などの緊急時の通信システムの利用も含めて地方公共団体等との情報共有・連絡手段を確認する必要がある。加えて、昨年度に引き続き、原子力規制委員会として原子力事業者防災訓練に積極的に参加し、原子力規制庁緊急時対応センターと原子力施設事態即応センターとの情報共有の強化等、緊急時対応能力の向上に努める。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 原子力防災分野の規制高度化研究事業	1,678 (1,678)	385 (207)	228 (147)	48	3	<p>【原子力防災体制高度化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者が定める緊急時活動レベル(EAL)について、技術的な分析により評価する仕組みを構築する。 EAL等の概念を含む、防護措置運用支援ツール案及び緊急時対応技術マニュアル案を整備する。 <p>【火災防護対策研究事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の安全審査等に資するため、火災危険性を定量的に評価できる手法を整備する。 東北地方太平洋沖地震により発生した高圧電源盤アーク火災については、新たな形態の火災であるため延焼メカニズムを明らかにし、その対策について検討する。 安全規制の充実等のため、IAEA及び米国等の最新の規制動向等を調査する。 	033
(2) 原子力艦寄港地放射能影響予測システムの整備	32 (31)	8.4 (8)	21.2 (13)	21	4	原子力艦の原子力災害が発生した場合に放射能影響に関する情報を得るため、原子力艦の寄港地(横須賀、佐世保及び沖縄)の気象データや社会環境情報等の情報収集を行うとともに、機器の維持管理等を行う。	047
(3) 放射能調査研究に必要な経費	1,170 (989)	1,236 (1,068)	1,453 (1,161)	1,747	5	<p>米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。</p> <p>1 米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査:①原子力規制委員会、②国土交通省(海上保安庁)、③農林水産省(水産庁)</p> <p>2 輸入食品、農作物、海産物中の放射能に関する調査研究:①厚生労働省、農林水産省(②農林水産技術会議、③水産庁)</p> <p>3 大気中、海洋中の放射性物質に関する調査研究:①防衛省、国土交通省(②気象庁、③海上保安庁)</p> <p>4 離島等の放射性物質監視測定:環境省</p>	048
(4) 緊急時対策総合支援システム調査等委託費	1,133 (1,042)	1,076 (572.8)	746.3 (571)	714	4	<p>(1)原子力災害時には、国は緊急時モニタリングの結果の集約、評価を行うことや可能な範囲で放射性物質の放出状況の推定を行うこととされている。このため、モニタリング情報等を収集するシステムの運用等を行う。</p> <p>(2)政府や地方公共団体が、放射線監視等交付金を用いて実施しているモニタリングや環境モニタリングの結果等を緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムに収集し、様々な情報を把握するとともに、ホームページ上に適切な形態で表示することを念頭に置いた情報表示のあり方について検討する。</p>	049
(5) 環境放射能水準調査等委託費	2,120 (1,539)	1,793 (1,586)	1,863 (1,373)	1,759	2.5	全国における環境放射能水準の調査及び地方公共団体が実施する放射能分析・測定結果の収集を行うことにより、平常時の環境放射能水準を把握し、万一異常値を検出見地した場合は、原子力関係施設等からの影響の有無を確認するため、①47都道府県における環境放射能調査、②47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	050
(6) 海洋環境放射能総合評価委託費	892 (769)	846 (696)	1,198 (797)	1,029	2.5	我が国の原子力施設沖合に位置する主要漁場等における放射能水準を把握するため、海産物、海底土及び海水中の放射性核種の濃度及び分布の調査を実施し、調査結果をとりまとめ、関係機関・団体等へ説明を行う。また、総合モニタリング計画に基づき、東京電力(株)福島第一原子力発電所周辺の海域モニタリングを実施する。	051
(7) 原子力防災専門人材育成事業委託費	504 (488)	504 (415)	209 (202)	240	4.5	<p>原子力災害発生時の防災対策の充実強化等を図るため、地方公共団体の職員へ以下の研修を行う。</p> <p>①環境放射能分析研修 平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対して環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。</p> <p>②モニタリング実務研修 地方公共団体の緊急時モニタリングセンターでの活動等に従事する職員に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。</p> <p>③緊急時モニタリングセンターに係る訓練研修 実効性のある緊急時モニタリング体制を整備するための課題やボトルネックの抽出を行うため、地方公共団体に対して机上訓練等を行う。</p>	052

(8)	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費	—	206 (0)	297 (23)	79	5	原子力災害対策本部による避難指示区域等の見直しを終えたことから、今後避難指示区域の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村等の要望を十分踏まえたきめ細やかな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活圏内におけるモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果や関係省庁が実施する環境放射線モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップを作成し、住民に提供する。	053
(9)	環境放射線モニタリング国際動向調査等委託費	—	13 (7)	13 (7)	12	4	国際原子力機関(IAEA)等におけるモニタリングに係る技術文書の検討状況や、英・独等の原子力施設を有する諸外国における緊急時モニタリングの取組状況等の調査を実施し、その結果に基づき、我が国の放射線モニタリング機能の維持・向上を図る。	054
(10)	放射線監視等交付金	6,716 (4,887)	6,514 (5,346)	6,346 (5,931)	7,891	5	原子力発電施設、加工施設又は試験研究炉等の周辺における放射線量の調査並びに空気中、水中その他の環境における物質中の放射性物質の濃度変化の状況の調査及び変動要因の解明に関する調査研究を行うことにより、原子力発電施設等の周辺における放射線の影響を把握するため、地方公共団体(原子力発電施設等立地・隣接道府県(24道府県))に対し①環境放射線監視を行うために必要な施設等の整備、②原子力発電施設等の周辺における環境放射線の調査、等を実施するための交付金を交付する。(補助率:定額)	055
(11)	原子力発電施設等緊急時対策技術等	3,786 (3,786)	3,904 (3,751)	4,874 (3,879)	3,523	6	【施設整備事業】 緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及び防災資機材の整備を行う。 【ERSS事業】 プラント情報収集、事故進展予測や情報表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備維持管理を行う。	056
(12)	放射能測定の実効性	—	—	51.6 (14.8)	47	4.5	環境放射能分野における標準的な分析・測定法マニュアルとしては、「文部科学省放射能測定法シリーズ」(以下、「測定法」という。)が34種作成されているが、中には刊行から40年程度経過しているものも存在し、技術の進展等が反映されていない場合があると考えられることから、これらの測定法の内容を精査し、改訂の必要性及びその方向性等の検討を行う。改訂が必要なものについては、順次改訂等を行う。	057
(13)	原子力災害時における医療体制の実効性確保等事業委託費	—	—	477 (156)	283	6	(1)原子力災害時の医療体制の整備 原子力災害拠点病院等の施設要件を整備するとともに、原子力災害時の医療に関する高度専門的研修がイラインの作成等を行う。 (2)研修教材やカリキュラムの見直し等 研修教材やカリキュラムの見直し等を行う。 (3)専門人材の育成及び講師の養成等 原子力災害時の医療体制に資する専門人材の育成や研修等を行う能力を備えた講師を養成する。	058
(14)	実効性のある緊急時モニタリングの体制整備	—	—	2,398 (0)	1,199	4	①緊急時モニタリングセンター資機材の整備 原子力施設関係都道府県に、緊急時モニタリングを指揮するための緊急時モニタリングセンター及びその活動に必要な資機材を整備する。 ②航空機モニタリングシステムの整備 放射性物質の広域拡散状況を把握するために実施する航空機モニタリングに必要な測定器及び解析システムを整備する。 ③緊急時モニタリング資機材の整備 全国の地方放射線モニタリング対策官事務所に緊急時モニタリングで使用する資機材を選定し整備する。	059
(15)	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	—	1,306 (1,306)	1,344 (1,344)	924	5	避難解除等区域等への帰還に伴い、生活環境における放射線被ばくに係る住民の安心等を確保するため、福島県及び12市町村等による地域の実情に応じた空間線量率の測定や生活環境の様々な分野(大気、地下水、海域、土壌、森林など)の放射性物質の濃度測定に対して、必要な経費を福島県に対して交付する。	0232 (復興庁)
(16)	原子力施設事故影響調査	1,843 (1,823)	3,174 (2,556)	2,922 (1,901)	1,556	2.5	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。具体的には、①航空機による空間線量率の広域調査、②放射性物質の分布状況マップの作成等、③閉鎖的領域における放射線モニタリング、④海域における放射性物質の分布状況の調査、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故による環境モニタリング等データベースの構築、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査、⑦食物連鎖を介した放射性物質の動態把握、⑧環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ充実、等を実施する。	0233 (復興庁)
(17)	環境放射線測定等に必要経費	—	1,014 (714)	1,185 (964)	1,111	2.5	東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、環境放射線モニタリング結果を公表するために、福島県を中心に設置した可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システム等の測定器の維持・管理等を確実に実施する。	0234 (復興庁)
施策の予算額・執行額		… (…)	… (…)	…	…	…	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会27-⑤)

施策名	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施		担当部署名	長官官房	作成責任者名 (※記入は任意)
施策の概要	核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。		政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること	
達成すべき目標	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議	政策評価実施予定時期	平成28年8月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
1	核セキュリティ上の課題への対応 (個人の信頼性確認制度の導入へ向けた検討及び制度設計等)	個人の信頼性確認制度制度の方向性を取りまとめ、詳細な制度設計等所要の作業を行う。	平成27年度	核セキュリティ対策の強化のため、核セキュリティ上の課題である、個人の信頼性確認制度及び放射線物質及び関連施設の核セキュリティについて必要な検討を進める必要がある。また、平成26年度に受け入れたIPASミッションから示される勧告事項や助言事項についても、核セキュリティ対策の強化のため、対応を検討する必要がある。さらに、核セキュリティ文化の醸成のため、研修等の場を通じ、職員が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行う必要がある。	
2	核セキュリティ上の課題への対応 (放射性物質及び関連施設の核セキュリティに係る課題の抽出及び検討)	ワーキンググループで課題を抽出し、対応を検討する。	平成27年度		
3	核セキュリティ上の課題への対応 (IPASミッションにおける勧告事項等への対応)	平成26年度に受け入れたIPASミッションから示される勧告事項や助言事項について、対応を検討する。	平成27年度		
4	核セキュリティ上の課題への対応 (核セキュリティ文化醸成)	研修等の場を通じ、職員が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行う。	平成27年度		
5	核物質防護規定の遵守状況の検査の着実な実施	事業者の核物質防護措置の状況について、核物質防護検査等において厳格に確認する。	平成27年度		
6	国際原子力機関(IAEA)が公表する保障措置実施報告書における評価	「我が国のすべての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論を得る。	平成27年度		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度				
(1) 原子力の安全規制	85 (62)	125 (54)	134 (63)	150	5	本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用原子炉、核燃料物質等の使用について、審査や検査等を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施するものである。具体的には、原子炉設置の際の設置許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査や、使用前検査、施設定期検査、保安検査、核物質防護遵守状況検査等の検査を実施している。また、これらの安全規制の高度化等のために、試験研究用原子炉施設等の国内外における事故・トラブル情報の収集・分析、核物質防護遵守状況調査の高度化に資する調査、核燃料物質の使用等の規制に関する国際動向等調査等を実施し、原子力施設の安全性向上や安全規制の高度化を図る。	001
(2) 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金(うち、IPPASミッションの受入れ)	-	-	347 (347) の内数	379 の内数	3	原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関(IAEA)の特徴を生かし、任意拠出金に基づきIAEAの事業活動に参画する。本拠出金には、IPPASミッションの受入れに係るIAEA事業への拠出金が含まれている。	004
(3) 保障措置の実施に必要な経費	2832 (2732)	2837 (2818)	3020 (額の確定中)	3,163	6	日・IAEA保障措置協定等の国際約束を適切に履行するため、国の査察官等自らが実施する立入検査、その他の保障措置実施業務のほか、以下の業務を行う。 ①保障措置に関する情報処理業務委託 原子炉等規制法に基づき、2,043施設(2014年12月現在)における核物質の在庫量等の情報に関する整理及び解析業務等を指定された実施機関に行わせる。 ②保障措置検査等実施業務 原子炉等規制法に基づき、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を指定された実施機関に行わせる。具体的には、①原子力事業者(製錬、加工、原子炉、再処理、使用施設)等に対する査察、②原子力事業者から採取した試料の分析、③保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究、を実施している。	042
(4) 保障措置環境分析調査委託費	229 (226)	241 (238)	338 (336)	350	6	本事業では以下の業務を実施する。 ①新規分析手法の開発(平成25年度から27年度については同位体比分析、形状観察及び不純物元素測定を組み合わせた分析手法の開発)や既存分析手法の高度化 ②IAEAに認定されたネットワーク分析所として、IAEAの依頼に基づく、他国で取去された試料の分析 ③保障措置に係る試料分析に必要な施設・設備等の維持管理	043
(5) 大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究委託費	94 (90)	137 (67)	170 (93)	268	6	日本原燃大型混合酸化物燃料加工施設(J-MOX)では、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、既存の保障措置技術に加え、本施設に特化した保障措置機器類を開発し、有効な保障措置システムを新たに構築することが必要。このため、本事業では、施設的设计・建築の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器類(①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレット測定機器)を開発し、これら機器類で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築する。	044
(6) 国際原子力機関保障措置拠出金	173 (173)	95 (95)	129 (129)	111	6	・福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復を目的とした保障措置手法等の開発への参画 ・IAEAによる知識・技能向上のための保障措置研修(トレーニング)に係るプログラム作成及び講師としての参画 ・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画 特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保しつつ、円滑な廃炉の実現につなげていく。	045
(7) 原子力発電施設等核物質防護対策	84 (84)	176 (144)	151 (105)	151	1.2.3.4.5	本事業では、次の事業を実施する。 (1)米国内エネルギー省との防護措置の強化に係る共同研究 原子力施設への妨害破壊行為が核物質防護措置に及ぼす影響について、防護扉及び防護壁等の破壊に関する試験及び試験結果を踏まえた解析モデルの構築を実施 (2)新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ収集 新たな脅威等に係る原子力施設における防護措置の防弾・耐爆性能について試験等によるデータ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施 (3)規制動向調査 海外の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査・分析及び国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施	046
施策の予算額・執行額	… (…)	… (…)	…	…		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	